【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、 国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの 低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの 利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用を図ること。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを作ること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」で決定された「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図るとともに、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「第6次エネルギー基本計画」に基づく2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率38%以上の高みを目指し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づくFIT・FIP制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針(マスタープラン)及び、GX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。また、FIT・FIP制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第1項の地方公共団体実行計画の策定に資するよう、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等については、地方公共団体に令和5年度中に提供されることとなったが、引き続き、国において、各都道府県及び各市町村が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、既設分も含めた再生可能エネルギー等のCO。削減効果を適切に反映する指標や統計の整備を構築すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定や開発行為等に係る許可に際し、一定の要件を満たす発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国等への報告を義務付けるほか、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

また、事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、国が責任を持って事業者を指導し、条例を含む関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元につながる仕組みを創設すること。さらに、不適切開発については、早期に是正される仕組みを構築すること。

加えて、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の設備についても対象とすること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」

の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すなど、政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化にあたっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

加えて、地球温暖化対策推進法による「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき促進区域において整備された地域脱炭素化促進施設に対して、税制上の優遇措置を設けるなど、より実効性の高い制度とすること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、令和5年6月に見直された「水素基本戦略」を踏まえ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、規制改革を含む水素のエネルギー利用に特化した法整備、技術開発や実証研究の推進、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの水素アプリケーションの普及促進、水素パイプライン等のインフラの整備等を推進すること。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化するとともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和を進めること。また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策を講じること。

燃料電池バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援を継続・ 強化するとともに、導入後の負担増に対する支援にも取り組むこと。

また、水素ガスに関する国際基準と整合した法整備や必要な規制緩和を講ずること。

さらに、グリーン水素をはじめとするCO₂フリー水素や、副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、 先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8)海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとと

もに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定に当たっては、洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、主要な利害関係者が県域を越えて存在する場合の利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より 計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとした エネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組 について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施 すること。

- ・地域間連系線等の広域的な電力系統の強化
- ・天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG 輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田を利用した貯蔵
- ・石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用
- ・V2Xシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能 とするインフラの構築
- カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポートの整備

2 電力需給対策等の推進について

(1)電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くために、節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について速やかに周知するとともに、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひつ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、 発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的 余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令、発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く国民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひつ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひつ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひつ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民・事業者による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。